

第 1 回

新町の事務所の位置等検討小委員会

会 議 資 料

平成 1 6 年 1 月 2 4 日 (土)

美方町・村岡町・香住町合併協議会

第1回新町の事務所の位置等検討小委員会会議次第

と き：平成16年1月24日(土)

ところ：香住町文化会館2階第3会議室

1 開 会

2 会長挨拶

3 会議録署名委員の指名

4 議 題

協議事項

協議第1号 委員長及び副委員長の選任について

協議第2号 小委員会の進め方について

5 その他

次回開催日程について

日時 平成16年1月27日(火)午後2時～

場所 美方町総合センター

6 閉 会

協議第1号

委員長及び副委員長の選任について

- 1 根 拠
小委員会設置規程第3条第1項に基づき、委員長及び副委員長を選任する。
- 2 選任方法
小委員会設置規程第3条第2項に基づき、委員の互選とする。
- 3 選任結果

職 名	氏 名	町 名	備 考
委 員 長			
副 委 員 長			

協議第2号

小委員会の進め方について

協議内容を大きく 庁舎機能のあり方、 庁舎の位置の2つに分け、それぞれについておおよその方向を協議した段階で合併協議会(全体会)に報告し、その報告をもとに全員で協議することとする。

1 行政機能区分と庁舎の機能配置について（例）

(1) 行政機能の区分

行政機能の区分として三役、議会、管理部門機能（総務、企画、税務関係）、その他の部門機能、現地解決型機能（窓口機能含む）に分類する。

現地解決型機能の具体例については別紙による。

(2) 各庁舎の機能配置の類型

本庁舎に管理部門を置き、他の部門は各町での機能分担を行う場合

区 分		A町	B町	C町
庁舎の呼称		A庁舎 (本庁・第1庁舎)	B庁舎 (第2庁舎)	C庁舎 (第3庁舎)
機能	三役			
	議会			
	管理部門機能			
	他の部門機能			
	現地解決型機能			

本庁舎に管理部門と他の部門の一部を置き、これ以外の他の部門を分担する庁舎、現地解決型機能と窓口機能のみをもつ庁舎の3類型とする場合

区 分		A町	B町	C町
庁舎の呼称		A庁舎 (本庁・第1庁舎)	B庁舎 (第2庁舎)	C庁舎 (支所)
機能	三役			
	議会			
	管理部門機能			
	他の部門機能			
	現地解決型機能			

本庁舎に全般的な機能を置き、各町に現地解決型機能と窓口機能を配置する場合

区 分		A町	B町	C町
庁舎の呼称		A庁舎 (本庁)	B庁舎 (支所)	C庁舎 (支所)
機能	三役			
	議会			
	管理部門機能			
	他の部門機能			
	現地解決型機能			

参考 養父郡合併協議会の例(予定)

区 分		八鹿町	養父町	大屋町	関宮町
庁舎の呼称		養父市役所 (本庁)	養父地域局 (支所)	大屋地域局 (支所)	関宮地域局 (支所)
機能	三役				
	議会				
	管理部門機能	総務部、政策監 理部			
	他の部門機能	市民生活部、都 市整備部	産業経済部、企 業局、教育委員 会		
	現地解決型機能				

行政機能区分とその業務の例

平成16年1月18日作成

部 署		管理部門の業務	その他の部門の業務	管理部門、その他の部門の内、現地決型の業務
議会	庶務 議事	<ul style="list-style-type: none"> ・文書の收受・発送、儀式、交際、議員の報酬・費用弁償等 ・監査業務 ・本会議、委員会、請願・陳情、会議録、傍聴等 		
総務	庶務	<ul style="list-style-type: none"> ・議会、公印、条例規則、入札資格審査、公文書の收受・発送、情報公開 ・職員研修、福利厚生、人事、給与、特別職報酬審議会等 ・電算処理の連絡・統制、電算処理データ保護管理の総括 ・各種選挙の管理執行、選挙管理委員会、不在者投票、期日前投票 ・秘書、陳情、儀式、表彰 ・自治会の支援 ・行政相談、要望等 		<ul style="list-style-type: none"> ・公文書の收受・発送 ・情報公開 ・庶務事務 ・不在者投票、期日前投票 ・自治会の支援 ・行政相談、要望等
	財政	<ul style="list-style-type: none"> ・予算、決算、地方債、自治振興事務等 ・公有財産、財産区、公用車管理等 		<ul style="list-style-type: none"> ・予算の執行 ・行政財産の維持管理、財産区の運営
企画	企画振興	<ul style="list-style-type: none"> ・総合計画、重要施策の企画・総合調整、地域振興事業、要望、開発審議会、地域審議会、広域行政、特命事項 ・まちづくり団体支援 ・公共交通対策、助成 ・国内外交流 		<ul style="list-style-type: none"> ・地域振興事業、要望、地域審議会 ・まちづくり団体支援 ・公共交通利用助成申請
	広報情報	<ul style="list-style-type: none"> ・広報・公聴全般・情報通信 ・住民放送 		<ul style="list-style-type: none"> ・住民放送

部 署		管理部門の業務	その他の部門の業務	管理部門、その他の部門 の内、現地解決型の業務
税務	賦課	<ul style="list-style-type: none"> ・住民税・資産税・国保税等の賦課及び申告・納税相談 ・土地・家屋評価 ・土地及び家屋台帳の管理 ・税の減免決定 ・所得、納税、評価証明等 ・土地・家屋課税台帳の縦覧、閲覧 ・軽自動車税の賦課 ・入湯税、償却資産 ・賦課の電算入力 		<ul style="list-style-type: none"> ・住民税・資産税・国保税等の賦課及び申告・納税相談 ・家屋評価 ・所得、納税、評価証明等 ・土地・家屋課税台帳の縦覧、閲覧 ・軽自動車(二輪)登録、廃止 ・入湯税、償却資産 ・賦課の電算入力
	徴収	<ul style="list-style-type: none"> ・税の徴収及び滞納整理 		<ul style="list-style-type: none"> ・税の徴収及び滞納整理
住民生活	戸籍 住民		<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍、住民基本台帳 ・印鑑登録・証明 ・外国人登録 ・埋火葬許可書の交付 ・人口動態調査 ・自動車の臨時運行許可等 ・人権相談、行政相談 ・戦没者事務 	<ul style="list-style-type: none"> ・婚姻、出生、死亡各種届出等、戸籍謄・抄本、住民票の交付 ・印鑑登録・証明 ・外国人登録 ・埋火葬許可書の交付 ・人口動態調査 ・自動車の臨時運行許可等 ・人権相談、行政相談 ・戦没者事務
	消防 交通		<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全運動、共済 ・防犯、暴力追放 ・自治消防 ・自主消防支援 ・地域防災計画 	<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全運動、共済 ・自治消防 ・自主消防支援
	環境 衛生		<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全 ・ごみの収集運搬、し尿汲み取り申し込み ・指定ごみ袋の販売 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全 ・ごみの収集運搬、し尿汲み取り申し込み ・指定ごみ袋の販売

部 署		管理部門の業務	その他の部門の業務	管理部門、その他の部門の内、現地解決型の業務
	環境衛生		<ul style="list-style-type: none"> ・火葬場 ・狂犬病の予防 ・畜犬登録事務 ・伝染病、防疫等 ・消費者行政 	<ul style="list-style-type: none"> ・火葬場 ・狂犬病の予防 ・畜犬登録事務 ・伝染病、防疫等 ・消費者行政
保健福祉	介護保険		<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険の事業計画、認定事務、被保険者台帳等 ・保険料賦課・徴収、給付事務 ・利用者負担減免決定 ・訪問調査 ・滞納整理 ・デイサービスセンター等との連絡調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・申請受付、資格異動届・保険証発行 ・保険料徴収、給付事務 ・訪問調査 ・滞納整理 ・デイサービスセンター等との連絡調整
	福祉		<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉団体の連絡調整 ・社会福祉統計 ・民生、児童委員会の運営・調整 ・行旅死病人、保護司、日本赤十字社 ・老人保健福祉計画 ・老人福祉、在宅老人、老人クラブ ・養護老人ホーム入所 ・福祉施設等管理運営 ・福祉医療、老人保健医療の計画・調整 ・保育所入所、保育料の算定・徴収 ・児童福祉、児童・特別障害者手当等、母(夫)子・寡婦(父)福祉、家庭・児童相談等 	<ul style="list-style-type: none"> ・民生、児童委員との連絡・調整 ・行旅死病人、日本赤十字社 ・老人福祉、在宅老人、老人クラブ ・福祉施設等との調整 ・福祉医療、老人保健医療受給者証等の交付申請、老人保健各種届、医療費申請受付事務、相談業務等 ・保育所入所申し込み、保育料徴収 ・児童福祉、児童・特別障害者手当等、母(夫)子・寡婦(父)福祉、家庭・児童相談等

部 署		管理部門の業務	その他の部門の業務	管理部門、その他の部門の内、現地解決型の業務
	福祉		<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者福祉、知的障害者福祉、生活保護相談等 ・地域改善対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者福祉、知的障害者福祉、生活保護相談等 ・地域改善対策
	健康		<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種、結核予防、献血等 ・保健相談、保健指導等 ・母子・老人・健康等手帳の交付 	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種、結核予防、献血等 ・保健相談、保健指導等 ・母子・老人・健康等手帳の交付
	国保		<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険被保険者の資格の喪失・届出事項の変更 ・国保の給付 ・国保運営協議会 ・国保直営診療所 ・レセプト事務 	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険被保険者の資格の喪失・届出事項の変更及び被保険者証の交付・返納 ・国保の給付
農林水産経済	農林水産振興		<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業の振興 ・農作物栽培奨励事業 ・農林水産業諸団体の育成 ・近代化資金等融資 ・農業振興地域整備 ・農業委員会との連絡調整、各種申請届け出 ・農地保有合理化事業 ・農業土木、農道台帳、農業・農村整備、農地・農業用施設の災害復旧 ・土地改良協議会 ・治山、林道、森林整備管理 ・鳥獣保護、有害鳥獣対策 ・漁港整備、漁場整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業の振興 ・農作物栽培奨励事業 ・農林水産業諸団体の育成 ・近代化資金融資受付 ・農業振興地域整備 ・各種申請届け出 ・農業土木、農道台帳、農業・農村整備、農地・農業用施設の災害復旧 ・治山、林道、森林整備管理 ・鳥獣保護、有害鳥獣対策 ・漁港整備、漁場整備

部 署		管理部門の業務	その他の部門の業務	管理部門、その他の部門の内、現地解決型の業務
	農林 水産 振興		<ul style="list-style-type: none"> ・農業共済事業会計の予算・決算、調査、統計、各共済事業(水稲・果樹等)の共済金・無事戻し金支払い、損害評価委員等 ・農林漁業施設(農林道含む)の維持管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業共済等申し込み受付 ・農林漁業施設(農林道含む)の維持管理
	商工		<ul style="list-style-type: none"> ・商工振興 ・地場産業振興 ・中小企業融資事務 ・奨励金交付事務 ・計量器検査事務 	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業融資事務 ・奨励金交付事務 ・計量器検査事務
	労政		<ul style="list-style-type: none"> ・シルバー人材センター ・雇用対策事務 ・季節労務対策事務 	<ul style="list-style-type: none"> ・シルバー人材センター ・季節労務対策事務
	観光		<ul style="list-style-type: none"> ・観光振興 ・観光協会等の指導 ・第3セクター事務 ・観光施設整備及び維持管理 ・地域振興イベントの企画及び実施 ・国・県立公園関係事務 	<ul style="list-style-type: none"> ・観光振興 ・観光協会等の指導 ・第3セクター事務 ・観光施設整備及び維持管理 ・地域振興イベントの企画及び実施
建設	管理		<ul style="list-style-type: none"> ・道路認定、道路橋梁台帳、官民境界、道路の管理、建築確認申請等 ・公営住宅の建設・維持管理、使用料の決定、徴収、利用申し込み ・法定外公共物譲与事務 ・県事業の調整 ・除雪車による除雪管理 ・交通規制 	<ul style="list-style-type: none"> ・官民境界 ・建築確認手続き ・公営住宅の維持管理、使用料の徴収、利用申し込み ・法定外公共物譲与事務 ・除雪車による除雪管理 ・交通規制

部 署		管理部門の業務	その他の部門の業務	管理部門、その他の部門の内、現地解決型の業務
	管理		<ul style="list-style-type: none"> ・道水路等占用許可 ・登記事務 ・屋外広告物事務 ・用地交渉 	<ul style="list-style-type: none"> ・道水路等占用許可 ・登記事務 ・屋外広告物事務 ・用地交渉
	工務		<ul style="list-style-type: none"> ・道路橋梁の新設改良・舗装、砂防、河川改良、公共土木施設の災害復旧、急傾斜地管理等 ・道路橋梁の維持補修 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路橋梁の新設改良・舗装、砂防、河川改良、公共土木施設の災害復旧等 ・道路橋梁の維持補修
	都市計画		<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画事業 ・宅地造成 ・都市公園等施設の整備、維持管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市公園等施設の維持管理
教委	学校教育		<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会、儀式、表彰、規則等の制定・改廃、幼稚園、小中学校の設置・廃止、通学区域の設定等 ・予算、教材等の整備、用度、物品、備品等の総括管理等 ・教育財産管理、施設整備及び管理営繕、補助金等の事務等 ・指導方針の策定、通学路の認定、校園長会、教育相談等 ・就学(園)、入学(園)、遠距離通学助成等 ・教員人事 ・学校給食センターとの連絡調整 ・スクールバス運行 ・社会教育委員会 ・社会教育団体との連絡調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・転入学事務、要(準)要保護申請事務 ・スクールバス運行 ・社会教育団体との連絡調整

部 署		管理部門の業務	その他の部門の業務	管理部門、その他の部門の内、現地解決型の業務
	社会教育		<ul style="list-style-type: none"> ・青少年問題協議会 ・施設の整備 ・社会体育事業の実施 ・社会体育スポーツの普及及び支援 ・人権啓発、同和対策審議会 ・公民館事業及び活動 ・文化芸術活動 ・文化財保護 ・体育指導員 ・社会教育施設管理 ・青年団、PTA、婦人会、老人会等社会教育団体の支援 ・子育てセンター活動 ・生涯教育団体支援 ・各種イベント実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会体育事業の実施 ・社会体育スポーツの普及及び支援 ・人権啓発 ・公民館事業及び活動 ・文化芸術活動 ・体育指導員 ・社会教育施設管理 ・青年団、PTA、婦人会、老人会等社会教育団体の支援 ・子育てセンター活動 ・生涯教育団体支援 ・各種イベント実施
	出納		<ul style="list-style-type: none"> ・公金、有価証券の出納保管 ・物品の出納保管 ・決算の調整 ・公共料金の収納(税金含む) ・口座振替手続等 ・窓口支払い 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共料金の収納(税金含む) ・口座振替手続等 ・窓口支払い
	水道		<ul style="list-style-type: none"> ・給水計画 ・料金の請求・徴収 ・施設維持管理 ・加入、廃止等の申請受付及び許可事務 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設維持管理 ・料金の徴収 ・加入、廃止等の申請受付及び許可事務
	下水道		<ul style="list-style-type: none"> ・建設計画 ・料金の請求・徴収 ・排水の許可 ・申請書等の受付及び審査 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設維持管理 ・料金の徴収 ・排水の許可 ・申請書等の受付及び審査

参 考 資 料

<p>養父郡合併協議会</p>	<p>住民の利便性等を勘案し選定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 新市の事務所の位置は、養父郡八鹿町八鹿1675番地とする。 2 本庁は八鹿町庁舎とするが、本庁の全機能を収容できないため、本庁機能の一部を養父町庁舎に分散して配置する。 3 養父町、大屋町、関宮町の庁舎に支所を置く。支所は「地域局」と呼ぶ。 4 地域局は住民生活に必要な住民サービス業務等と地域振興を担うものとする。
<p>北但合併協議会</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 新市の事務所の位置及び新庁舎建設について 新市の事務所の位置は現豊岡市役所とし、他の5町の町役場は全て支所とする。合併特例債の適用期限内に新庁舎を建設するが、新庁舎の位置は、新市において定める。 2 庁舎のあり方について 新市の庁舎のあり方については、本庁方式とする。ただし、行政的な区域の広がりに対応するため、当分の間、総合支所方式とする。また、新庁舎建設後も住民サービスを低下させないような支所とする。
<p>生野町・和田山町・山東町・朝来町合併協議会</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 新市の事務所の位置は、当分の間、和田山町東谷213番地の1（現在の和田山町役場）とする。 2 現在の生野町役場、山東町役場、朝来町役場に支所を置き、「庁舎」と呼称する。 3 将来の新市の事務所は、合併特例債発行期間内のできるだけ早期に建設するものとする。 4 将来の新市の事務所の位置については、国道312号沿線を基本に、全体的な地勢、交通事情及び他の官公署との関係等、市民の利便性を充分考慮し、新市において速やかに検討するものとする。
<p>柏原町・氷上町・青垣町・春日町・山南町・市島町合併協議会</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 合併時は、住民の利便性、事務の効率性等できる限り集約した分庁舎方式で現庁舎を使用する。条例上の事務所の位置については、氷上町成松字甲賀1番地（現氷上町庁舎）とする。 2 分庁舎設置の町以外には、現庁舎を使用し支所を設置する。なお、分庁舎にも支所機能は確保する。 3 現支所については、新市の一体性からできる限り早期に廃止するものとし、地区事務所については合併時に廃止する。 4 新庁舎については、新市において仮称庁舎建設委員会を設けて取り組む。ただし、建設の方向性については、関係町議会による廃置分合の議決を経た後、協議に入るものとする。
<p>峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会</p>	<p>新市の事務所の位置は、京都府中郡峰山町字杉谷889番地とする。</p> <p>また、現在の6町の役場は、すべて支所とする。</p>